



行政裁判所職務章程

1721

114
A 519

行政裁判所職務章程

村田 保撰

第一條 此裁判所ハ常法裁判所ニ於テ處分ス

可ラサル行政上ノ裁判ヲ專ラ審判スルニ民

ヨリ院省使廳府縣ニ對シ及ヒ院省使廳府縣

ヨリ人民ニ對シ或ハ院省使廳府縣ト院省使

廳府縣トノ間ノ訴訟爭論以下ノ條件ニ係ル

者ヲ審判スル為メ臨時正院ヨリ命令シテ開

クヘシ

一 公共ノ建築

一 鐵道掘割

大正十一年四月
隈供番郵寄贈

- 一 道路堤防
- 一 電信郵便
- 一 海陸軍費用
- 一 礦山炭油
- 一 租稅公債
- 一 官廳ノ指令
- 一 橋梁水道
- 一 河口溝渠
- 一 一般ノ妨害

第二條 此裁判所ハ上席裁判官一人裁判官五

人ヲ以テ定員トシ各終身官ト為スヘキ者ト
 雖モ當分ノ内上席裁判官ハ參議ノ内一人裁
 判官ハ諸官廳ヨリ法律ニ明カニシテ之事情
 ニ委シキ奏任官以上ヲ臨時選舉シテ正院ヨ
 リ任命ス但シ其訴訟ヲ受ケ或ハ起ス所ノ官
 廳ヨリハ裁判官ヲ選舉スルコトヲ聽サス又ハ
 一官廳ヨリ二人以上ヲ選舉スルコトヲ聽サス
 第三條 上席裁判官缺席スルハ次ノ上官
 ノ人代理ス如シ裁判官三人以上缺席スルハ
 ハ裁判所ヲ開クコトヲ得ス

第四條 裁判官判決ヲ為スニ其意見兩様ニ分
ル、時ハ上席裁判官ノ意見ニ從ツテ決スヘ
シ

第五條 前條ノ裁判官ハ其事件ニ取掛ル前ニ
各公明正直ニ其意見ヲ陳述シ毫モ私心アル
トナク且ツ政府ト人民トノ間ニ敢テ忌憚抑
壓アルトナカルヘシ如シ之ニ違フキハ臨時
餘ノ裁判官ノ議定スル刑罰ヲ受ニトシテ
ニ記載シ之ニ調印セシム

第六條 前條ノ裁判官ハ其裁判吟味中ハ各同

一ノ權アリトス

第七條 如シ裁判官ニ惡行アルカ或ハ原被告
ニ親戚師弟信友或ハ貸借離隙アルカ或ハ重
病アル時ハ上席裁判官ヨリ正院ニ上申シテ
其裁判官ヲ免シ更ニ他裁判官ヲ選舉スヘシ

第八條 如シ吟味中裁判官原被告代言人等ニ
急病アルカ或ハ裁判所ヲ輕蔑スルキハ其手
續ヲ中止スヘシ

第九條 如シ裁判官其吟味中ノ手續ヲ未ク裁
決セサル内ニ他人ニ漏泄スル時ハ縦ニ訴訟

事件ヲ妨障スルコトナクモ臨時此裁判官ノ議
定スル刑罰ヲ以テ上裁ヲ經テ其罪ヲ處斷ス
第十條 前條ノ上席裁判官及ヒ裁判官ハ其事
件裁斷シタル後ハ二週間内ニ其職ヲ解免ス
ハシ但シ別項ノ訴訟起ル時或ハ正院ヨリ特
命アル時ハ更ニ持續スヘシ

第十一條 此裁判所ニ總理官任一人副總理官
奏一人書記五人八等ヨリ使吏三人十二等ヨ
ルニ至ヨ置キ裁判所ノ事務ヲ管理ス

第十二條 總理官副總理官ノ職務ハ諸官廳或

ハ人民ヨリ差出ス訴訟書歎願書ノ受理スヘ
キモハテ見定メテ自ラ之ヲ正院ニ携ヘ裁判
官參座ヲ選舉シテ之ヲ吟味ニ付セン
ム裁判所開ク時ニ至テ一切關係ノ書類ヲ裁
判所ニ差出シ事宜ニ依リ要用ナルトキハ自
ラ其意見ヲ裁判官ニ陳述スルコト得ヘシ或ハ
原被告証據人ノ呼出狀ヲ出シ或ハ使吏ヲシ
テ物品ヲ取押ヘ被告証據人ヲ拘留セシメ事
件ニ依リ正院ノ命及ヒ原被告ニ請願ニテ其
訴訟ヲ仲裁セシムルコトアリ或ハ事件甚小ニ

シテ容易ニ決スヘキ者ハ正院ノ命ナクトモ
自ラ其争訟ヲ仲裁スルコトヲ得然レモ其仲裁
ニ服セサル片ハ更ニ裁判官ヲ選舉シテ裁判
スルコトヲ得ヘシ

第十三條 總理官ハ書記使吏ノ惡業或ハ不能
病症アル時ハ何時ニテモ放免シテ新タニ書
記使吏ヲ補任スルコトヲ得ヘシ

第十四條 書記五人ノ職掌ヲ分テ五課ニ爲シ
第一課ハ裁判言渡裁判所ノ命令手續記録呼_出
書証據報告辯論其他一切訴訟ニ關シタル文

書ヲ主守シイロハニテ部ヲ分ケ何時ニテモ
見閲ニ便ナラシム第二課ハ裁判所ニテ原被
告証據人ヲ呼上ケ其陳述スル所ヲ書スルニ
裁判言渡呼出狀等ヲ書寫ス第三課ハ其裁判
所ニ入り或ハ出ル所ノ金ヲ出納監守ス第四
課ハ裁判所ノ印ヲ監守シ其印ヲ要スル者ハ
例規ニ照シテ捺印ス第五課ハ内外ノ往復事
務ヲ管掌ス

第十五條 使吏ノ職務ヲ分ツテ三ト爲ス一ハ
裁判所ノ命ニ從ツテ金錢物品ヲ取押ヘ或ハ

賣却セスルアリニハ裁判所ニ出席シテ
裁判所内ヲ嚴肅ニスル為メ喧鬧ヲ制シ傍聽
人ノ其言ニ從サル者ヲ捕出シ或ハ裁判所
命ニ從テ原被告証據人代言人傍聽人ヲ拘留
スルコトアルヘシ三八裁判所ノ命令ヲ施行シ
呼出狀報告其他公文ヲ分付ス

第十六條 以上ノ書記或ハ使吏ノ内缺席スル
片ハ各相為ノニ助カス如シ疾病事故ニ因テ
五日以上缺席スル片ハ總理官ハ彼ノ保証ニ
立ヘキ人ヲ出シテ代理セシムルコトヲ聽ス

第十七條 書記監守スル所ノ出入會計簿ハ每
年二度大藏省ニ差出シ検査ヲ受クヘシ然レ
凡臨時大藏省検査官吏之ヲ要スレハ何時ニ
テモ検査ヲ受クヘシ

第十八條 各訴訟事件ニハ參座十二人ヲ其事
件ニ關涉セサル官廳ヨリ選舉ス如シ裁判所
或ハ原被告ヨリ其參座ト縁故アル者ハ其參
座ヲ取除キ更ラニ選舉スルコトヲ得
其職掌ハ訴訟事件ヲ原被告ノ為メニ裁決シ
或ハ損害償還ノ金高ヲ定ム

參座ハ其意見一定スルヲ要ス如シ一定セ
サル時ハ裁判官ハ幾度ニテモ之ヲ解散シテ
更ニ選舉スヘシ

第十九條 原被告ヨリ囑託スヘキ代言人ハ必
ス此裁判所ヨリ免許シタル者ニ限ルヘシ
如シ代言人ノ不注意或ハ法律ヲ知ラサルニ
依テ其訴訟ニ負ルキハ常法裁判所ニテ之ヲ
償還スル訴訟ヲ為スヲ得
如シ代言人ニ不所業アルキハ裁判官之ヲ科
罰スヘシ

第二十條 如シ被告ヨリ原告ノ請求スル金高
ノ部分ヲ承諾シ或ハ至當ト考フル所ノ損害
ヲ訴訟ノ吟味ニ取掛前ニ總理官役所ニ金
數ヲ差出シ而シテ裁判官之ヲ裁判スル所被
告ノ差出シタル金數ヨリ過キサルキハ被告
ヨリ金數ヲ差出タル後ノ裁判入費ハ原告ヨ
リ押ハシム

第二十一條 總理官ヨリ証據人ヲ呼出シ或
其訴訟ニ關スル書類ヲ差出スヘク命シテ之
ニ背ンセサル時ハ裁判所ヲ輕蔑スル罪ニ坐

ス又ハ裁判所ニ對シ故ヲニ詐証ヲ言フ者ハ
嚴刑ニ處分スヘシ

第二十二條 此裁判所ノ入費ハ常法裁判所
入費ヨリハ尋常十倍ナリトス如シ總理官原
告ノ事件條理少クシテ且ツ其負訴訟ナル片
ハ其入費ヲ出スル能ハサルヲ察スレハ預
シメ其入費ヲ出サシムルカ或ハ其抵當物ヲ
出ス迄ハ其訴訟ニ取掛ルヲ為サス

第二十三條 原告被告ハ各一方ノ証據人ヲ直
ニ糾問シ或ハ原告被告互ニ糾問スルヲ得

ヘシ

如シ原告缺席スル片ハ被告ノ為メニ裁判言
渡ヲ為シ其入費ハ原告ヨリ拂ハシムル
如シ原告被告訴訟中詐欺スルヲアレハ其請
求スル金高ノ半ヲ沒收シ尚ヲ其罪ヲ議ス

第二十四條 此裁判所ハ事宜ニ依リ要用ナル
片ハ諸省ノ卿補以下ヲ呼出シ對理答辨セシ
ムルヲアリ

第二十五條 此裁判所ニテ決定シタルハ則
チ最終裁判ト為シ他ノ裁判所ニ控訴スルヲ

ヲ得ス

第二十六條 如シ被告ヨリ反對ノ請求或ハ差引勘定損害ノ請求アルハ先ツ之ヲ被告ハ為メニ吟味シ如シ原告ヨリ被告ニ還償スヘキ者アレハ被告ノ為メニ裁判言渡ヲ為スヘシ

第二十七條 如シ常法裁判所ニ於テ行政裁判ニ屬スル事件ヲ受理スル時ハ已ニ裁判ニ及ビ未タ裁判セサルニ拘ハラズ總理官ヨリ上申シテ此裁判所ニ勾取シ新メニ審判スヘシ

如シ此際ニ常法裁判所ニテ其事件常法ニ屬スルヲ主張スルハ先ツ裁判官ヲ選舉シテ其事件行政ニ屬スルカ或ハ常法ニ屬スルカラ裁判シ其手續裁判ヲ明細ニ記陳シ上申シテ内閣ノ再議ヲ請フヘシ又常法裁判所ヨリ前條ノ事件アル時モ亦同

第二十八條 如シ訴訟事件ノ行政常法ト相混乱シタル者ハ其常法ニ屬スル者ヲ先ツ常法裁判所ニテ審判シ其行政ニ屬スル者ヲ行政裁判所ニ於テ審判ス

事宜ニ依リ常法裁判官ノ其事件ニ關スル者
ヲ立合シムルトアリ然レモ其裁判シタルト
ニ付キ兩裁判所ヨリ互ニ批評ヲ入ル、トテ許
サス

第二十九條 此裁判所ニ訴訟ヲ為サントスル
者ハ其請求スル因縁ヲ詳細ニ記シタル歎願
書ヲ總理官役所ニ差出スヘシ然レモ此規則
頒布以前起ル事件ヲ除ク外三ヶ年内ニ訴訟
スルニアラサレハ受理スルトテ為サス
但シ愚人瘋癲人幼者或ハ海外ニ在ル人等ハ

其訴訟スルトテ能スル日ヨリ計算スヘシ
第三十條 以上ノ裁判官總理官參座代言人等
其訴訟ニ關スル者ヨリ金銀他物ヲ受ケ或ハ
賣買スル者ハ枉法不枉法ヲ以テ論シ且ツ其
金數十倍ヲ收徴ス其之ヲ贈リ賣買スル者ハ
以テ財請求律ニ依ル

